

# 藤原町幼保一体的運営特区

都道府県名：

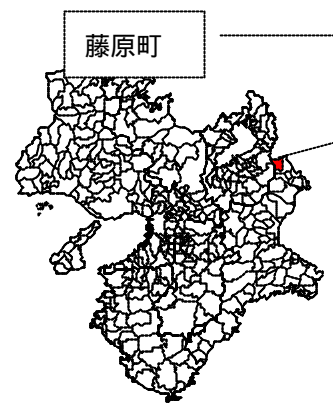
三重県

申請主体名：

藤原町

区域の範囲：

三重県員弁郡藤原町の全域



特区の概要：

当町は少子化に伴い、平成6年に2保育所を1箇所に、今年5つの幼稚園を1園に合併し、同一敷地内に併設した。幼稚園児、保育所児を分けて保育した場合懸念される  
適正な集団教育が出来ない  
家庭環境が異なるだけで仲の良い隣同士の児童が2分化される  
保護者は就学前教育と保育とに差が出ないか不安を持つ、等の諸問題を解消するため、可能な限り幼保合同活動を実施し、集団生活の中で人との関わる力を育成すると共に、同じ体験をさせる中で保育就学前教育目標を達成させる。

適用される規制の特例措置：

- ・ 幼稚園児と保育園児の合同活動
- ・ 保育事務の教育委員会への委任

